

広島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下三永吉川線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町田口字東子二七七四番二地先から 東広島市西条町田口字東子二七〇八番地先まで		新	一一・三〇〇 四一・九〇	一七四・五〇	拡幅
		旧	九・八〇〇 八・五〇	一七四・五〇	